第191回埼玉県都市計画審議会

平成16年12月22日午後1時30分開会場所 浦和東武ホテル 3階飛鳥東の間

○事務局 お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまより第191回埼玉県都市計画 審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

初めに、御報告を申し上げます。去る12月17日、当審議会委員の埼玉県商工会議所連合会副会頭 岩堀徳太郎様がお亡くなりになりました。御報告を申し上げますとともに、謹んで御冥福をお祈り いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前にお配りいたしました配付 資料一覧表、議案概要一覧表、議案書及び本日お配りをしております次第、座席表、委員名簿、報 告資料、説明資料でございます。不足がございましたら、係の者にお申し出いただければと思いま す。よろしゅうございますでしょうか。

ここで、委員の出席状況につきまして、御報告申し上げます。本日の出席いただいております委員は、18名でございます。従いまして、埼玉県都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

本審議会の議長は、条例の第5条第1項の規定によりまして、会長にお願いすることになっております。嶋田会長にこれからの議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、嶋田会長、よろしくお願い申し上げます。

○議長(嶋田) 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には、年末の大変お忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。ただいま事務局からも御紹介がございましたが、長年当審議会の委員でございました岩堀徳太郎様が去る17日にお亡くなりになったということで、改めて岩堀徳太郎様の御逝去を悼み、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。それでは、審議会を進めていきたいと思いますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

まず、会議録署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと存じます。大久保委員さん、吉田弘委員さん、お二人にお願いしたいと存じます。

次に、本審議会は原則公開での審議となっておりますので、その取扱いにつきまして、事務局は 説明を願います。

○幹事(都市計画課長) 都市計画課長の奥沢でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。 本審議会の公開、非公開の取扱いについて改めて御説明いたします。本審議会は、埼玉県都市計 画審議会の公開に関する取扱要綱に基づき、原則公開となっております。しかし、取扱う情報に個人に関する情報が含まれる場合などは非公開とすることができることとなっております。また、公開、非公開の決定方法は、会長が非公開とすべきと認めるとき、または委員からその旨の指摘があったときは会議に諮り、出席した委員の過半数をもって、会議の一部または全部を非公開とすることができるという規定になっております。

以上でございます。

○議長(嶋田) ただいま事務局から埼玉県都市計画審議会の公開及び非公開に関する取扱いの説明 がございました。

私といたしましては、非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様は、いかがでございましょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(嶋田) よろしゅうございましょうか。

それでは、御意見がございませんので、本日は公開で進めさせていただきたいと存じます。 傍聴者はおいでになるのでしょうか。それでは、入場させていただきたいと存じます。

[傍聴者入場]

○議長(嶋田) 議事に入ります前に傍聴者に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました「傍聴要領」をよくお読みいただきまして、遵守していただきたいと存じます。また、「傍聴要領」に反する行為をした場合には退場をしていただきますので、御了承願います。写真撮影等はございますか。よろしいでしょうか。ございませんか。

それでは、ただいまより第191回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元に御配付しております議第4627号「和光都市計画用途地域の変更について」など 3議案について御審議をお願いする次第でございます。

それでは、まず議第4627号「和光都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。 幹事は議案の説明を願います。

○幹事(都市計画課長) 都市計画課長ですが、議第4627号「和光都市計画用途地域の変更について」 御説明をいたします。議案書は6ページから8ページ、図面は9ページ及び11ページでございます。 恐れ入りますが、9ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。図面の左下の表が今回の変更内容でございます。図面中央右側の赤枠で囲まれた区域が変更区域でございます。本案は、図面左上にあります東武東上線和光市駅から南東に約1.5kmに位置している白子2丁目地区の面積約1.2haにつきまして、昭和42年の当初指定以降、工業地域を指定しておりましたが、昭和62年に地下鉄有楽町線が和光市駅まで延伸され、東武東上線との共同乗り入れにより、本地域の都心への交通利便性が向上するなど、近年の社会情勢の変化に伴い、現在では住宅が相当程度に立地にしており、今後は居住環境の保護を図っていくことといたしまして、用途地域を変更するものでございま

す。

11ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面中央の赤枠で囲まれた区域、南側の黄色の区域、面積約0.7haにつきましては、既に中高層住宅が建設されていることから、今後は周辺市街地と一体的に居住環境の保全または形成を図るため、周辺と同様に、第一種住居地域に、次に一般国道254号沿道の地区北側オレンジ色の区域、面積約0.5haにつきましては、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護する地域として、準住居地域に用途地域を変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書6ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、和光都市計画用途 地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の7ページは、その新旧対照表でございまし て、網かけの部分が用途地域の面積及びその比率が変更となる箇所でございます。

本案につきまして、平成16年10月1日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、和光市から賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(嶋田) ただいまの幹事の説明に関して、御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと存じます。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(嶋田) それでは、議第4627号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(嶋田) 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。 次に、議第4628号「越谷都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。 幹事は、議案の説明を願います。
- ○幹事(都市計画課長) 議第4628号「越谷都市計画用途地域の変更について」、御説明いたします。 議案書は、14ページから16ページ、図面は17ページでございます。

恐れ入りますが、17ページの計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。図面の上の表が今回の変更内容でございます。図面中央の赤枠で囲まれた区域が変更区域でございます。前面のスクリーンで変更区域を御説明いたします。赤枠で囲まれた区域のうち、水色で点滅している区域が今回の変更区域でございます。真ん中の黄緑色の区域は、今回用途地域を変更する区域には入っておりません。お手元の議案書とスクリーンを併せて御覧いただきたいと存じます。本案は、図面右下にあります東武伊勢崎線北越谷駅の西側約0.8kmに位置している赤枠で囲まれた区域、面積約43.1haにつきまして、現在周辺の環境に配慮した低層住宅地を形成する地域として、建ペい率50%、容積率80%の第一種低層住居専用地域を指定して

おりますが、地域の敷地規模や基盤整備の現状を踏まえ、居住水準の向上や社会的ニーズのある2 世帯住宅などの多様な居住形態に対応するために、用途地域は第一種低層住居専用地域のまま、容 積率を80%から100%に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書14ページをお開きいただきたいと存じます。これは、越谷都市計画用途 地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の15ページは、その新旧対照表でございまし て、網かけの部分が用途地域の面積及び比率が変更となる箇所でございます。

次に、議案書の16ページをお開きいただきたいと存じます。これは、越谷都市計画用途地域の変更の理由を示したものでございます。下段の「W. 関連する都市計画」を御覧いただきたいと思います。埼玉県が定める用途地域の変更に併せまして、良好な低層住宅地を維持、保全し、併せて敷地の細分化の防止、防災性の向上を図るため、越谷市では地区計画を定める予定でございます。地区計画につきましては、越谷市都市計画審議会の議を経て、越谷市から知事あて同意協議が提出されております。

本案の越谷都市計画用途地域の変更につきましては、平成16年10月5日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、越谷市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(嶋田) はい、御苦労さまでした。ただいまの幹事の説明に関して、御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと存じます。

[「なし」と言う者あり]

○議長(嶋田) それでは、議第4628号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(嶋田) 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

次に、議第4629号「和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、上福岡都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道の変更について」を議題に供します。

幹事は、議案の説明を願います。

〇幹事(下水道課長) 次に、議第4629号「和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市 計画、富士見都市計画、上福岡都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市 計画及び東松山都市計画下水道の変更について」を御説明申し上げます。

議案書は、19ページから23ページでございます。これは、荒川右岸流域下水道の変更でございまして、変更内容は、「4. その他の施設」の荒川右岸終末処理場(川越)を拡張変更するものでございます。前面のスクリーンも併せて御覧ください。平成14年7月に、下水道のマスタープランである流域別下水道整備総合計画が見直され、荒川右岸流域下水道につきましては、東京湾の浄化の

ため、窒素、リン等を除去する高度処理の導入が位置づけられました。この高度処理を導入しますと、処理能力が現在の処理方法よりも低下するため、和光市にある処理場用地が約5ha余り不足いたします。このため、対応策を検討したところ、当流域内において、計画上廃止予定であった川越市の滝ノ下終末処理場を有効活用することが、和光の終末処理場を拡張するよりも経済的であり、不老川の水環境対策のために実施している環流事業や災害等に対しても有利という結果になりました。本件は、このような経過から、県が川越市から滝ノ下終末処理場の移管を受けることを前提として、流域下水道の施設として位置づけることになったものでございます。滝ノ下終末処理場は、不老川環流事業の浄化プラントとして、既決定の荒川右岸終末処理場(川越)に隣接しておりますことから、本案のとおり、荒川右岸終末処理場(川越)の拡張変更として位置づけるものでございます。なお、川越市においては、平成16年11月4日に開かれた市の都市計画審議会に川越公共下水道の変更を付議し、当該処理場の廃止を決定しております。

本件は、計画案の縦覧を平成16年9月15日から2週間行いましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町の意見も賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(嶋田) ただいまの幹事の説明に関して、御意見、御質問がございましたら御発言をいただ きたいと存じます。

[「なし」と言う者あり]

○議長(嶋田) それでは、ないようでございますので、議第4629号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(嶋田) 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定をいたします。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

御決定いただきました審議事項につきましては、私から知事に速やかに答申をいたしますので、 御了承を願います。

次に、幹事から長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン(素案)について報告したいとの ことでございますので、これを許可いたします。

幹事は報告を願います。

○幹事(都市計画課長) 長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン(素案)について、御説明させていただきます。本日お配りしました資料は、右上に「報告資料」と記載された「長期未整備都市計画道路の見直しガイドラインの素案」と、右上に「説明資料」と記載された「長期未整備都市計画道路の見直しガイドラインの素案について」の2点でございますが、「説明資料」に基づきまして、御説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンも併せて御覧いただきたいと存じます。初めに、「都市計画道路の現状」についてでございますが、(1) 都市計画道路とは、御案内のとおり、円滑な都市活動を支え、都市の利便性の向上や良好な都市環境を確保するために、都市計画法に基づいて決定された道路でございます。(2)の埼玉県の決定状況につきましては、平成16年4月1日現在で1,490路線、延長で約2,860kmの都市計画道路が決定されております。これまで国、県、市町村が役割分担し、まちづくりと整合を図りながら、計画的な整備を進めてきたところでございまして、約1,370kmが整備済みで、整備率は約48%となっております。(3) 都市計画決定後の経過年数別整備状況についてでございますが、表の黒枠の部分を御覧いただきたいと存じます。都市計画決定後、20年から30年未満の未整備路線が150路線、30年以上未整備路線が491路線、合計641路線が20年以上未整備路線となっております。これは、全路線の約43%に相当しております。この641路線のうち、表の赤枠で示した84路線と361路線を合わせた445路線が一部未整備路線であり、青枠で表示した66と130路線を合わせた196路線は、全線未整備の路線となっております。なお、表の下にグラフを表示してございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、ガイドライン策定に向けた流れについて御説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。ガイドラインの策定に当たり、平成16年7月に国、県、市を構成メンバーとする行政内部の検討委員会を設置し、これまでに4回委員会を開催し、検討を重ねてまいりました。また、3名の学識経験者を選任し、専門的な立場から御助言を3回いただいております。市町村の意見反映につきましても、アンケートで課題などを把握するとともに、11月に関係する市町村全体と意見交換会を開催し、ガイドラインの骨子について意見交換を図ってきたところでございます。なお、平成16年8月2日には、県議会において、長期未整備の都市計画道路の見直しを求める決議が議決されております。

以上のような検討の経過を経て、このたびガイドラインの素案ですが、まとまりましたので、本 日御報告させていただくものでございます。なお、今後は、平成17年1月に最終の第5回検討委員 会を開催し、ガイドラインの案を取りまとめた上で、2月に予定しております都市計画審議会に御 報告させていただいて、年度末にはガイドラインを策定したいと考えております。

次に、「3. 長期未整備都市計画道路の見直しガイドラインの素案の概要」について、御説明させていただきます。 3ページをお願いいたします。初めに、「3-1 都市計画道路見直しの背景と目的」について御説明させていただきます。まず、見直しの背景でございますが、計画決定後、長期間を経過している道路については、計画時点から社会状況が大きく変化してきております。例えば人口の減少や少子高齢化の進展、経済の低成長化あるいは価値観の多様化などでございます。こうした社会状況の変化を踏まえ、都市計画道路の必要性の再検証が求められております。

次に、見直しの目的、成果といたしましては、社会状況の変化を踏まえて、都市計画道路の必要性を再検証し、見直しが必要な道路については、適切に計画の見直しを行うとともに、住民に適時

適切に情報提供を行い、行政としての説明責任を果たすということでございます。

次に、(2)都市計画道路の見直しに関する動きでございますが、国を含め、全国的に長期未整備都市計画道路を見直す方向へ動き出しております。

次に、「3-2 ガイドラインのイメージ」について御説明させていただきます。資料の4ページをお願いいたします。ガイドラインは、長期未整備都市計画道路について、社会状況の変化を踏まえ、都市計画道路の必要性を再検証して、見直すべき路線を選定するための基準や手順を示すものでございます。4ページにガイドラインのイメージと都市計画道路の見直しのフローが載せてございますが、見直しの全体の流れを大まかに示したのがこの左側の表ですけれども、三つの段階に分けて検討を行うこととしております。まず、第1段階で再検証する路線を選定し、第2段階で見直しの候補路線の選定を行います。この第1段階、第2段階については、既存の資料を用いて、定性的に作業、検討を行うものでございます。第3段階では、見直し路線の選定でございまして、ここでは路線の変更、廃止に向けた検討を詳細かつ定量的に行います。なお、それぞれの段階で選定されない路線は、存続路線という形になります。ここまでは、大まかなガイドラインに基づく検討作業でございます。見直し路線となったものにつきましては、適宜その後、都市計画の手続を進めて、変更、廃止を行っていくということでございます。

次に、各段階の基準と手順について御説明させていただきます。5ページをお願いいたします。 第1段階の再検証路線の選定でございますが、第1段階は、県内の都市計画道路の中から、再検証 路線を選定するものでございまして、選定条件の一つとしては、当初都市計画決定してから20年以 上経過した路線、なお自動車専用道路については、国レベルでの検討が必要なため、対象から外し ております。二つ目は、未整備区間のある路線でございます。なお、現在事業中の区間や事業予定 のある区間については、この未整備から除きます。この二つの条件に該当した路線は再検証路線と して検証していき、第2段階以降の検討を進めていくということで考えております。

6ページ目をお願いいたします。第2段階の見直し候補路線の選定でございますが、第2段階は、 社会状況の変化に伴い、路線の必要性が変化しているかどうか、定性的に検証するものでございま す。この再検証に当たっては、九つの評価項目を設定しております。評価項目の①「まちづくりの 将来像の変化」につきましては、上位計画の変更やまちづくりの将来像の変化に伴って、路線の必 要性が変化しているかどうか、評価するものでございます。

②「関連事業の動向、変化」につきましては、関連事業である開発計画や道路計画の変更に伴い、路線の必要性が変化しているかどうかを評価するものでございます。内容につきまして、具体的な一つの例で御説明させていただきます。恐れ入りますが、スクリーンを御覧いただきたいと存じます。緑の実線で囲まれた区域が開発計画でございまして、赤の点線が開発計画に関連した都市計画道路といたします。都市計画道路が開発計画区域内でこの場合完結しておりますので、周辺地域に影響を与えませんので、こういった開発計画が廃止された場合、それに伴って都市計画道路は不要

になる。当然のことかもしれませんけれども、いろんな開発計画や道路計画の変更に関連して、都 市計画道路が不要になる、そういう場合でございます。

資料の6ページにお戻りいただきたいと存じます。③「現道及び周辺道路の整備状況」につきましては、車道や歩道を代替する現道や周辺道路の整備により、路線の必要性が変化しているかどうか、評価するものでございます。内容につきましては、一つの例により御説明させていただきます。恐れ入りますが、スクリーンを御覧いただきたいと存じます。赤の点線で表示してあるのが未整備の都市計画道路でございまして、黒で表示してあるのが都市計画道路の機能を代替する整備済みの路線でございます。代替道路の整備により、都市計画道路の必要性が低下するケースでございますが、こういった部分につきましては、この赤の点線部分の廃止も含めまして、次の第3段階で変更、廃止に向けた詳細な検討を行うということにしております。

資料の6ページにお戻りいただきたいと思います。④「希少な動植物の存在」につきましては、 当該道路の区域内に保全すべき希少な動植物が明らかに存在している場合で、保全すべき希少な動 植物としては、法令による対象種を想定しております。

次に⑤「歴史、文化、観光資源の存在」につきましては、保全すべき歴史、文化、観光資源が都市計画道路の区域内に存在する路線が該当します。こうした路線については、歴史的な町並みや文化、観光資源を保全し、活用するために、第3段階において、まちづくりを含めた道路計画の詳細な検討をすることになりますが、参考例として御説明させていただきます。スクリーンをお願いいたします。これは、川越の蔵づくりの町並みでございます。川越市では、歴史的な町並みを保全するため、伝統的建造物群保存地区の指定に併せて、赤の実線で表示しました都市計画道路中央通り線の幅員をこの蔵づくりの部分に関して縮小するとともに、それに関連する歩行空間を確保するために、青の点線で表示しました代替の道路を新たに追加の都市計画決定を行っております。下の左側の写真が幅員を縮小した部分の都市計画道路中央通り線でございまして、中央とその右側が歩行空間を代替するために新たに追加した道路でございます、一つの例でございますが。

資料の6ページにお戻りいただきたいと存じます。⑥「法令の改正」につきましては、道路構造 令の改正に伴い、構造令に適合しないことにより、何らかの問題が生じている路線が該当します。

次に⑦「都市化の状況」につきましては、当該路線の区域内や周辺の都市化が著しいことで、何らかの問題が生じている路線が該当いたします。

次に®「地形的制約」につきましては、当該路線の区域内に地形的な制約が明らかに存在し、ルートや構造等の変更により、合理的な事業実施が図れる路線などが該当いたします。

⑨「その他」は、①から⑧以外の特別な理由により、路線の必要性が変化している、そういう路線が該当いたします。これら評価項目のいずれかに該当した路線につきましては、見直し候補路線として選定し、次の第3段階の検討に進みます。いずれにも該当しない路線については存続とし、存在の理由、存続の理由を明確にするために、路線の機能の再確認を行います。

7ページ目をお願いいたします。存続する路線を対象として、交通機能、空間機能、市街地形成機能に基づく八つの項目を参考として、路線がどのような機能を持ち、地域に寄与するかについて再確認し、存続する理由を明確にするものです。

次に、8ページをお願いいたします。第3段階の見直し路線の選定でございます。第3段階では、 第1及び第2段階で定性的な検討作業を行ったのに対し、定量的な検討を行って、見直しに向けた 詳細な検討を行うものでございます。初めに、前提条件の整理としまして、見直し候補路線の見直 しの要因について精査を行うとともに、見直しの基本的な方向性について整理を行うものでござい ます。

次に、上位計画等との整合について確認を行った上で、変更、廃止に向けた具体的な検討を行う ものでございます。この具体的な検討では、幹線道路など道路網全体の影響が大きい場合には、そ ういったエリアでの将来交通予測に基づき、見直し後の道路網の妥当性を検討し、地域内で完結す る道路については、地域内の検討を行い、見直しの妥当性を検討するものでございます。また、将 来交通量の検証とともに、道路のルートや構造等につきまして、個別路線ごとに詳細な検討を行う ものでございます。

以上の詳細検討を踏まえ、住民意向などを総合的に判断し、見直し路線を選定いたします。見直 し路線につきましては、この後、変更、廃止に向けた都市計画の手続を順次進めていくというもの でございます。以上がガイドラインに基づく基本的な流れでございます。

次に、「今後のスケジュール」について御説明させていただきます。 9ページをお願いいたします。平成16年度末にガイドラインを策定いたしまして、平成17年度につきましては、ガイドラインに基づき長期未整備都市計画道路の必要性を再検証し、見直し候補路線を選定する予定でございます。この第2段階までの選定作業は、県内一斉に行う予定でございまして、その結果をどういう形でか公表してまいりたいと存じます。 18年度以降、この候補路線の詳細検討を行い、総合的な判断により見直し路線を選定し、順次都市計画の手続を行う予定でございまして、スピード感をもって見直しを進めてまいりたいと考えております。なお、個々の路線の状況によっては、この第3段階等のそういう作業を前倒しして、進めていけるものは進めていくというふうに考えております。また、長期未整備都市計画道路の必要性のこういった検証につきましては、定期的におおむね5年ごと等に実施する予定でございます。

次に、役割分担でございますが、見直し作業は、まちづくりの主体である市町村が主体になって行い、当該市町村内の道路の情報を一元管理することを基本としております。県は、県全体の進行及び情報の管理、それから市町村の見直し作業を支援していきたいと考えております。なお、県が管理するものにつきましては、県が主体となって見直し作業を行います。都市計画道路は、整備主体が国、県、市町村に分かれておりますので、見直し作業に当たりましては、相互に十分連携、協力し、円滑に進むように努めていきたいと考えております。また、見直し作業後の個別路線の都市

計画の変更に当たりましては、同都市計画審議会にまた御審議をお願いすることとなりますが、よ ろしくお願いを申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(嶋田) ただいま事務局の方から、幹事の方から長期未整備都市計画道路の見直しガイドラインの素案について説明がございましたが、御意見、御質問ございましたら、御発言をいただきたいと思います。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(嶋田) それでは、ないようでございますので、以上をもちまして、本日の審議会はすべて 終了いたしました。

御協力、大変ありがとうございました。

○事務局 御苦労さまでございました。熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、第191回の都市計画審議会、閉会をいたします。

本当にどうもありがとうございました。御苦労さまでございました。

午後2時10分 閉 会